

# 兵庫県公報

令和2年11月6日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 障害者総合支援規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●障害者総合支援規則の一部を改正する規則（規則第44号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正により、自立支援医療費の支給認定に係る申請書等の記載事項から当該支給認定に係る障害者又は障害児の性別が削除されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。

## 規 則

障害者総合支援規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第44号

#### 障害者総合支援規則の一部を改正する規則

障害者総合支援規則（平成18年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

フリガナ		性	男	年		生年月日
受診者氏名		別	女	齢	歳	年 月 日
受診者住所	〒				電話番号	
	個人番号					

」

を

「

フリガナ		年		生年月日	
氏名		齢	歳	年 月 日	
住所	〒			電話番号	
個人番号					

」

に、

「

住所	〒			電話番号	
	個人番号				

」

を

「

住 所 〒							電話番号						
個人番号													

」

に改める。

様式第4号中

「

フリガナ		性別
氏 名		男・女

」

を

「

フリガナ	
氏 名	

」

に、「**印**」を「**印**」に改める。

様式第5号及び様式第6号中

「

フリガナ		性別
氏 名		男・女

」

を

「

フリガナ	
氏 名	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の障害者総合支援規則様式第2号及び様式第4号から様式第6号までの規定による書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の障害者総合支援規則様式第2号及び様式第4号から様式第6号までの規定（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。